

4. 会 員

(平成29年 8月21日現在)

① 正 会 員

1. 会員名は左頁に50音順で記載し、許可等の内容は右頁に次表の記号により図示してあります。

(基本図形) 業区分	A. 収集運搬(丸)	B. 中間処理(四角)	C. 最終処分(三角)
岐阜県知事の許可	◎	◇	△
岐阜市長の許可	○	□	▽

法改正等に伴う図示方法の変更について

廃棄物処理法令の改正に伴う、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）収集運搬業許可の合理化により、平成23年4月1日から、岐阜県知事の許可内容において、岐阜市内でも収集運搬業務を行うことができます。

ただし、岐阜市で積替保管を行う場合、又は岐阜市で取得している許可品目と岐阜県で取得している許可品目が一致していない場合はこの限りではありません。

凡例 ◎：岐阜県知事の許可を示し、当該許可品目で岐阜市内でも収集運搬が可能

○：岐阜市長の許可を示し、岐阜市内でのみ収集運搬、積替保管が可能

◎○：岐阜県知事、岐阜市長の各許可を示し、この場合の◎は岐阜市以外の岐阜県内で収集運搬が可能

2. 許可内容等については、平成29年8月21日までの会員からの報告により作成してあります。従って、その後の業の実態については、直接当該会員にご確認ください。
3. 「動物系固形不要物」に係る収集運搬業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項ただし書きの規定による環境省令（同法施行規則 第9条第10号）により要しません。
4. 許可品目は次のように省略してあります。
「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」→ガラス等くず
5. 電子マニフェストに加入している者については、電子マニフェスト加入区分欄に「排・収・処」の表示をしてあります。（排→排出事業者、収→収集運搬業者、処→処分業者）
6. ホームページを開設している者について、ホームページ欄に○を付してあります。
7. 優良認定、優良確認を受けている者については、優良認定制度欄に1.の記号により表示をしてあります。
8. 特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている者については、業区分欄に「特」の表示をし、その者については正会員付表（68ページ以下）に再掲してあります。
9. 最新の内容については、協会ホームページの「会員紹介」の会員名簿にてご覧いただけます。